

資料2

第2次芦屋町地域福祉計画に基づく 令和元年度「公助」行動計画

凡例

「年度」の区分

検討	: 検討するもの
実施	: 実施するもの
一部	: 一部実施するもの
完了	: 完了したもの

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

<基本目標1>福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
1	1	1-(1)情報提供の充実	情報を届ける対象(年齢層等)を考慮した上で、町広報紙やパンフレット、インターネット等の中から適切な媒体を選択し、内容についても分かりやすいものとするよう努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆月1回の特集ページにおいて介護予防や福祉サービスに関する記事(参加者の声や教室の様子など、人に焦点をあてた内容)を掲載します。 ◆町ホームページ、広報紙記事、各種チラシ作成にあたっては、イラストや写真等を活用し、読みやすいものとなるようにします。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆各制度について、利用を希望する人にわかりやすく周知ができるよう、サービスの対象者ごとに適切な媒体を選択して情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆毎月15日号の広報紙に子育て支援センターたんぼのイベント等の記事を掲載するとともに、町ホームページにも掲載します。 ◆広報紙に、一時預かり事業など子育て支援に関する情報を随時掲載します。	健康・こども課(子育て支援係)
2	1	1-(1)情報提供の充実	福祉サービスを必要とする人に積極的に情報提供できるよう、地域の既存組織や団体、事業所等を通じた福祉サービスの周知に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員、介護サービス事業所等に高齢者福祉サービスを紹介し、必要な利用者につないでもらうよう案内します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆サービスを必要とする方へ周知できるように、指定特定相談支援事業所(みどり園、社協、まつかぜ荘)及び民生委員・児童委員に対し積極的に情報提供を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園や子育て支援センターを通じて、新たな制度や子育ての段階に応じて利用できるサービスを周知します。	健康・こども課(子育て支援係)
3	1	1-(1)情報提供の充実	地域包括支援センター、子育て支援センター及び保育所等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆引き続き各種会議の席上や、町ホームページ等を通じて、地域包括支援センターが高齢者の相談窓口であることを周知します。 ◆認知症に関する相談窓口の周知のため、認知症地域支援推進員を配置していることを広報紙、ホームページに掲載します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者(身体・知的)に関する相談員について継続して町ホームページに掲載します。 ◆一般相談の際、「障がい者のしおり」にて、みどり園やゆり庵相談支援センターを紹介します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所等利用、子育て支援センター、子育て支援事業などの周知記事を広報紙に掲載します。 ◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)
4	1	1-(1)情報提供の充実	社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、身近な相談支援に携わる機関や人についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉サービスガイドを窓口配置し、転入者や相談者等に対し、必要に応じて窓口で配布します。 ◆社会福祉協議会との各種協力事業等とおして、社会福祉協議会が住民に広く認知されるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆5月1日号の広報紙に、身近な相談相手となる民生委員・児童委員の紹介を掲載します。 ◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介ページを掲載します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に子育て支援センターの記事を掲載します。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 ◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
5	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	どこに行けば相談できるか、誰に相談できるのかをわかりやすくするため、各種相談窓口や相談支援に携わる人の周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉サービスの相談窓口当の一覧が掲載された福祉サービスガイドを、必要に応じて、転入者や相談者等に対し窓口で配布します。 ◆福祉サービスに関する苦情や相談の窓口である国保連や、県社協(適正化委員会)を、広報紙やホームページで紹介します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい(身体障がい・知的障がい)に関する相談員について、継続して町ホームページに掲載します。 ◆精神障害者の家族に対する心の相談窓口について、継続して町ホームページに掲載します。 ◆障がいに関する相談窓口であるみどり園やゆり庵相談支援センターをホームページや障がいのしおりで周知します。 ◆民生委員・児童委員について、5月1日号の広報及び町ホームページにて紹介し、周知に努めます。また、改選があった場合は、その都度周知に努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報あしやに子育て支援センターの記事を掲載します。 ◆町ホームページで、子育て支援センターやセンターでの行事等を紹介します。 ◆子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、児童委員、児童相談所など相談対応可能な機関を、状況に応じ紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)
6	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	福祉サービス利用についての相談や、サービスの苦情対応まで幅広く対応できるよう、役場の相談窓口を担当する職員の能力向上に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症地域支援推進員のフォローアップ研修に参加し、相談対応力の向上に努めます。 ◆県などが開催する各種研修に参加し、職員のスキル向上を図ります。 ◆個別ケース会議(困難事例・自立支援型)や事例検討会等の地域ケア会議を開催します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者に関する各種研修会に参加し自己啓発及び相談スキルの向上に努めます。 ◆相談支援専門員、事業所、中間市及び遠賀郡4町で構成する遠賀・中間地域障がい者支援協議会に参加し近隣自治体との連携、課題抽出、検討など行うことで障がい者支援について質の確保及び向上を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆相談に適切に対応できるよう研修会等に積極的に参加し、対応力の向上に努めます。	健康・こども課(子育て支援係)
7	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	相談支援に携わる人や福祉サービス事業所が参加できる研修の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県介護保険広域連合遠賀支部と連携し、ケアマネジャーがプラン作成に当たって必要とされる知識を習得できる内容で研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員に対し、県社会福祉協議会などが主催する研修会を案内します。 ◆福祉サービス事業所に県が主催する事業所向けの研修会を案内します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。	健康・こども課(子育て支援係)
8	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	必要に応じて家庭訪問等を行い、相談ニーズの掘り起こしや窓口に来ることが困難な人への対応、相談支援の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆来庁が困難な人のほか、個別に訪問が必要と思われる人に対しては、地域包括支援センターの職員が訪問する等、相談者の状況に応じた対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆役場への来庁が困難な場合に、必要に応じて民生委員・児童委員やケースワーカーと家庭訪問を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報を共有し訪問を行う等、連携を図ります。	健康・こども課(子育て支援係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
9	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	専門性の高い相談に対応するため、関係機関との情報交換や連携を進めていきます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県弁護士会北九州部会に依頼し、地域包括支援センター職員の資質向上のため、法律相談を行います。 ◆福祉事務所と、家庭状況・生活状況・医療機関への受診情報・医師の指示・既往歴等について情報共有し、連携して相談支援を行います。 ◆地域ケア会議では、専門職の助言を受けて事例の検討を行います。 ◆遠賀中間医師会等、他の関係機関が開催する研修に積極的に出席し、情報交換を行います。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆必要に応じて、相談支援専門員や事業所、医療機関と情報交換や連携を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学校、保育所等施設、児童委員、障がい者・生活支援係と情報共有し、連携を図ります。	健康・子ども課(子育て支援係)
10	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	必要に応じて関係各課で情報共有を行い、複合的な生活課題を抱える人の相談に、各課が連携して対応する体制の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域ケア会議を開催し、関係者間の情報共有や連携を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、障がい者・生活支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆健康子ども課、地域包括支援センター、学校教育係などが行うケース会議に必要に応じて参加し、情報の共有を図ります。 ◆障がい福祉サービスと介護サービスの両方の利用対象者については、高齢者支援係と情報共有し、適切なサービスにつながるよう努めます。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆子どもの育ち、子どもの生活、金銭面など困りごとの種類に応じ、保育所等施設、児童相談所、保健師、教育委員会、学校、福祉課等と連携して支援を行います。	健康・子ども課(子育て支援係)
11	1	1-(2)相談支援体制の整備、充実	成年後見制度の利用が必要な人が制度を適切に利用できるよう、関係機関・団体と協力して、相談に応じる体制の整備を行い、周知を図ります。	検討	実施	実施	実施	実施	◆成年後見制度利用促進のための中核機関の設置に関して、近隣市町と共同設置に向けた協議を行い、相談体制の整備を図ります。 ◆法律専門職の支援が必要と思われる人に、法テラスのリーフレット等を窓口で配布します。	福祉課(高齢者支援係)
										福祉課(障がい者・生活支援係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

2 福祉サービス向上の仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
12	1	2-(1)福祉サービスの充実	町が策定する各種福祉分野の個別計画を推進することにより、サービスの質や量の充実に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆第7期高齢者福祉計画(H30～R2年度)の推進のため、地域包括ケア推進委員会において、過年度事業評価と現年度事業計画の審議を行うとともに、次期計画の策定を進めます。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障害福祉計画にの目標に掲げている各種項目について、障害福祉計画推進委員会においてPDCAサイクルによる計画の推進を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆芦屋町子ども・子育て支援事業計画(H27年度～R元年度)に基づく各種事業を実施します。	健康・こども課(子育て支援係)
13	1	2-(1)福祉サービスの充実	遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会の活動を通して、障がい福祉に関わる近隣市町との連携を進めます。	実施	実施	検討	検討	検討	◆遠賀郡四町・中間市による自立支援協議会で地域の課題を抽出し、令和2年度の地域生活支援拠点の整備に向け、専門部会で検討を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
14	1	2-(1)福祉サービスの充実	子育て世代包括支援センター、子育て支援センターたんぼほを拠点に、子育ての不安を抱える家族に対する支援を充実させます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆子育て支援センターの利用時間を16時まで扩大到します。また、月2回日曜日に開所します。 ◆子育て世代包括支援センターを拠点として、健康部門、生活支援部門、学校・教育委員会等と連携して総合的な相談支援を行い、必要に応じ専門機関を紹介します。	健康・こども課(子育て支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保健師・栄養士による育児相談や離乳食相談、臨床心理士によるほほえみ相談を行い、子育ての不安を抱える家族に対する支援を行います。	健康・こども課(健康づくり係)
15	1	2-(2)適切な福祉サービスの提供	必要なサービスを提供するため、福祉施設の広域利用など、近隣市町との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆事業者と連携して、地域活動支援センターさくらを継続して運営するとともに、はまゆうに対する運営支援を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆中間市・遠賀郡4町で行っている病児・病後児保育事業を継続実施します。 ◆保育所等の広域入所を継続実施し、勤労子育て世帯等を支援します。	健康・こども課(子育て支援係)
16	1	2-(2)適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者に、福祉サービスの質の向上についての必要性や取り組みについて啓発します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域ケア会議を開催の場を活用し、町内事業所のサービスの質の向上、介護支援専門員等従事者の資質向上を図ります。 ◆県や介護保険広域連合が主催する事業者向け研修会について周知します。 ◆地域密着型事業所については、運営推進会議等の機会を捉え、行政と事業所間の情報共有を図ります。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆県が主催する障がい福祉サービス事業者向けの研修を、対象事業所(みどり園)に周知します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、学童クラブに対して、サービス向上につながる研修を案内します。	健康・こども課(子育て支援係)
17	1	2-(2)適切な福祉サービスの提供	福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して利用者支援に当たるため、医療・介護連携や地域生活支援拠点などの仕組みづくりを進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域ケア会議を開催し、個別のケースについて関係者間で連携します。 ◆遠賀中間地域在宅医療介護連携推進協議会に参加し、医療・介護関係者間での連携を図ります。	福祉課(高齢者支援係)
				検討	実施	実施	実施	実施	◆遠賀・中間地域障がい者支援協議会において、令和2年度の整備を目指す、地域生活支援拠点について、具体的な制度設計を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

3 配慮が必要な人を支援できる仕組みづくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
18	1	3-1)生活困窮者への自立支援	経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、県の福祉事務所や社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆生活困窮者に対して、必要に応じて県の事業(くらしの困りごと相談室)を紹介し ます。また、生活保護制度の相談については、迅速に県の福祉事務所に繋がります。	福祉課(障がい者・生活支援係)
19	1	3-1)生活困窮者への自立支援	生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報誌やホームページ等を通じて周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆各関係機関が実施する事業の周知を広報誌や町ホームページに掲載し、周知 します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
20	1	3-2)虐待への対応	虐待に関する相談窓口の周知と対応力の向上を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者虐待について、年1回広報に掲載します。 ◆高齢者虐待対応マニュアルについて、職場で内容を確認し、事案発生時に速やか に対応できるよう備えます。 ◆職員の対応力向上のため、高齢者虐待対応の研修に参加します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆DVIに関する相談窓口一覧を広報誌に掲載し、周知を図ります。 ◆配偶者からの暴力防止対策等の研修会に参加し、相談スキルの向上に努めま す。 ◆障がい者虐待相談への職員対応力を向上させるため、県主催の研修会に参加し	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報あしやに、児童虐待防止等の啓発記事と合わせて、児童虐待相談ダイヤル 「189」や児童相談所の紹介を行います。 ◆児童虐待対応のための研修に参加します。	健康・こども課(子育て支援係)
21	1	3-2)虐待への対応	虐待が疑われる事例に対し、虐待を受けていると思われる方の権利擁護を図るとともに、虐待をした養護者等に対し必要な支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆虐待が疑われる事例に対しては、訪問等を通じて虐待を受けていると思われる方 に適切な対応をします。 ◆養護者に対して、相談・指導・助言を行うとともに負担軽減のための必要な支援を 行います。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆虐待が疑われる通告があった場合は、関係機関(福祉事務所、福祉サービス事 業所)と連携し事実確認を行い、防止策を検討するとともに必要に応じて成年後見制 度等を案内します。 ◆虐待をした養護者等に対して、関係機関と連携し適切な支援を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学 校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と連携を図り、虐待を受けている子ども の権利を擁護するとともに、養育者等に対し、必要な支援を行います。	健康・こども課(子育て支援係)
22	1	3-2)虐待への対応	虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、関係者との情報連携を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆相談・通報等があった場合は、緊急度等を見極めながら、民生委員や介護サー ビス事業者等と連携し、事案対応を行います。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆障がい者虐待の疑い等の通告があれば、速やかに福祉サービス事業所や相談 員、民生委員と情報を共有し、確認・解決に向けた連携を図ります。 ◆DVIに関する相談があった場合は、配偶者暴力相談支援センター等を案内する とともに、緊急性がある場合は折尾警察署生活安全課とも連携します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆児童虐待の疑い等がある場合は、健康づくり係、児童相談所、教育委員会、学 校、保育所等施設、児童委員等の関係機関と情報を共有し、連携を図ります。 ◆芦屋町要保護児童対策協議会を必要に応じ開催し、児童虐待の予防・早期発見 に向けた情報共有を図ります。	健康・こども課(子育て支援係)
23	1	3-3)自殺対策を視野に入れた支援の充実	「芦屋町のちを支える計画」を策定し、関係各課の施策を整理したうえ必要な支援を行うとともに、実行状況について、毎年度の進捗管理を行います。	実施	実施	実施	実施	◆H30年度に策定した、「芦屋町のちを支える計画(R元年～R5年度)」に基づき、 R元年度における各種支援に関する具体的な取り組みについて、PDCAサイクルによる 進捗管理を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)	

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

<基本目標2>安心安全な暮らしを支える地域づくり

1 支え合える関係づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
24	2	1-(1)地域住民の交流の充実	子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場や機会(子育てサロンなど)を提供します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆子育て支援センターを、子育て中の親同士の交流の場として提供します。 ◆山鹿公民館において、出前たんぼぼ(出前子育て支援センター)を毎月1回実施します。	健康・こども課(子育て支援係)
25	2	1-(1)地域住民の交流の充実	地域の高齢者同士の交流促進のため、地域交流サロン等の開催を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロンを実施する22地区に対し、運営経費の一部を補助し、財政的支援を行います。 ◆地域交流サロン事業実施地区の代表者向けの交流会を開催します。 ◆地域交流サロンを新たに始める地区の代表者に対し、サロン立ち上げ支援研修を開催し、新規実施を支援します。	福祉課(高齢者支援係)
26	2	1-(2)地域団体活動の促進	地域で活動するボランティア団体等について、活動内容を周知するとともに、人材確保に向けた広報活動への協力など、活性化に向けた取り組みを支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆介護保険被保険者証の交付の際に、地域福祉活動に取り組むボランティア団体等の紹介文書を同時に配布し、高齢者の活動への参加を促します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センター通信「HAMAYOU」によりボランティア活動やボランティア団体の情報発信を継続して行います。 ◆掲示スペース等を設ける等、団体の活動が住民により周知されるよう努めます。 ◆「りーどぼらんていあキッズ」など青少年のボランティア活動を促進し、活動を通じた情報発信を図ります。	生涯学習課(社会教育係)
27	2	1-(2)地域団体活動の促進	自治区や老人クラブ等の地域で活動する団体について、運営の支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆老人クラブの運営経費の一部を補助するとともに、イベント開催時等は、町が保有する機材の貸与や、職員による人的支援を行います。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町内で活動する障がい者支援団体に対して、障害者等自発的活動支援事業補助金を支出して運営の支援を行います。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターの交流スペースを一般開放し、誰もが交流・情報交換できる場を提供します。 ◆掲示スペースについて、活動団体が情報交換のために活用できるよう団体へ周知します。 ◆ボランティア団体同士が交流・懇親を図られるよう、年数回ワールドカフェ方式の意見交換会を開催します。	生涯学習課(社会教育係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区担当職員制度の実施により、自治区が取り組んできた事業が継続されるよう自治区活動の支援を行い、自治区が活性化するよう努めます。	環境住宅課(地域振興・交通係)
28	2	1-(3)交流の場の確保	地域活動や福祉活動の推進のため、地区公民館などの施設を広く住民に開放します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆関係団体と連携し、町の施設を活用した各種大会やスポーツ教室の開催などの支援を行います。 ◆実施した事業などの内容を広報紙等で周知し、新たな利用拡大を図ります。	生涯学習課(社会教育係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年健全育成町民会議・校区育成会議の活動拠点、高齢者配食サービスの活動拠点、町社会福祉協議会の実施する事業の会場として、地区公民館等を開放します。	生涯学習課(公民館・文化係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

2 地域における連携の体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
29	2	2- (1) 要支援者などの情報の共有	避難行動要支援者名簿への登録を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆障がいのある人や高齢者など、災害時等の避難に支援を要する人について、関係機関に提供する名簿への登録に関する同意を得られるよう、広報紙等を通じての周知を行います。 ◆災害時等の避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿を更新して、民生委員や自主防災組織、消防署に提供します。 ◆避難行動要支援者名簿の登録事務に関し、県の防災部局等から手続き等に関する情報提供があった都度、福祉課との情報共有に努めます。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		総務課(庶務係)
30	2	2- (1) 要支援者などの情報の共有	区長や自治区の役員、民生委員・児童委員などの地域での福祉活動に取り組む人と情報共有し、特に配慮が必要な人たちを見守るための個別避難計画作成などの支援体制の充実を進めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の提供に係る個人情報保護に関する研修の際に、避難行動要支援者名簿を日頃からの見守り活動に活用できること等についての説明を行います。 ◆自主防災組織等が個別避難計画を作成するに当たり、総務課、社会福祉協議会とともに必要な支援を行います。 ◆毎月ある民生児童委員協議会の定例会等を通じて、民生委員・児童委員との定期的な情報共有を行います。 ◆支援が必要な児童について、ケース会議等を通じ児童委員と情報共有を行います。 ◆避難行動要支援者名簿を活用した個別避難計画の策定に際し、資料提供や助言を行います。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		健康・こども課(子育て支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		総務課(庶務係)
31	2	2- (1) 要支援者などの情報の共有	各種団体と共有する情報の取扱いが適切になされるよう、必要な研修を実施します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆避難行動要支援者名簿の管理者・情報取扱者(民生委員、区長など)に対して、町と共有する避難行動要支援者名簿が適切に管理されるよう、個人情報保護に関する研修会を開催します。 ◆高齢者支援係と連携し、民生委員児童委員協議会の定例会の際に、避難行動要支援者名簿の更新が円滑に行われるよう努めます。 ◆避難行動要支援者名簿の管理に係る個人情報保護研修会を福祉課とともに実施します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施		総務課(庶務係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
32	2	2- (2) 見守り活動の充実	あらゆる機会を通じて、自治区や老人クラブ活動などのような、地域における日頃からの住民同士の見守り活動の重要性を啓発します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆認知症サポーター養成講座で、認知症高齢者等の特性を紹介し、見守りへの協力を呼びかけます。 ◆認知症の相談があった住民や介護サービス事業所に福岡県が実施する防災メール・まもるくん、折尾警察署や行政等が連携する徘徊SOSネットワークを案内し、情報提供します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員の活動について、広報及び町ホームページで紹介します。 ◆民生委員・児童委員の活動強化週間における、各学校での挨拶運動などの取り組みを支援します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆区長会、民生・児童委員に対し、児童の見守り活動についての協力依頼を行います。	健康・子ども課(子育て支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区や組単位での見守り活動の有効性を高めるため、自治区加入促進に努めます。	環境住宅課(地域振興・交通係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年健全育成町民会議をはじめ、自治区防犯組合などの団体と連携し、地域ぐるみでの見守り活動を推進します。	生涯学習課(社会教育係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆町民会議、校区育成会議、みまもり隊と教育委員会の合同で、毎月2回の朝のあいさつ運動を行います。 ◆6月の町民会議総会時に、地域の見守り活動について研修会を開催します。	生涯学習課(公民館・文化係)
33	2	2- (2) 見守り活動の充実	事業者等が、商品配達時等に何らかの異常を感じた時には、役場等に通報するよう、引き続き働きかけていきます。	実施	実施	実施	実施	◆独居高齢者等の見守り協力を求めるため、新聞販売店やコンビニエンスストア等、見守りネットふくおかの協定締結団体に対し、引き続き見守り活動に取り組んでいただくよう依頼します。	福祉課(高齢者支援係)	

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

3 安心・安全を支える体制づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
34	2	3-(1)災害時や緊急時の情報提供の充実	避難準備情報などの伝達訓練を実施するとともに、避難場所などについて周知します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙掲載の防災啓発記事や自主防災組織の避難訓練を通して情報伝達や避難場所について周知を図ります。	総務課(庶務係)
35	2	3-(1)災害時や緊急時の情報提供の充実	災害時や緊急時は、必要な情報が住民に確実に届くように環境を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆災害時の防災情報を屋内で聴取できる戸別受信機を全戸配布する事業の実現に向けて、令和元年中に実施設計に着手できるよう準備を進めます。	総務課(庶務係)
36	2	3-(2)地域防災体制の確立	自主防災組織活動の活性化を図るため、災害発生時等の緊急時に必要となる様々な対応を想定した自主防災訓練への支援を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地震や津波等、想定災害を限定した避難訓練を自主防災組合と共催できるよう働きかけと支援を実施する。	総務課(庶務係)
37	2	3-(2)地域防災体制の確立	住民の防災意識を高めるよう、広報や講座などを通じて防災についての情報提供や啓発の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆広報あしやに年2回(6月と9月)防災啓発記事を掲載し、出前講座についても要請に応じ随時実施することで防災情報の周知や防災啓発に努める。	総務課(庶務係)
38	2	3-(2)地域防災体制の確立	災害時等に、町内の福祉事業所等と連携し、避難に関して配慮が必要な人のための福祉避難所を設置するための体制を整備します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所の設置に関して、H30年度に協定を締結した事業者(介護保険施設3ヶ所、障がい福祉サービス事業者1ヶ所)と連携し、引き続き災害時等に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福祉避難所に対する生活支援員の派遣協定をH30年度に締結したみどり園と連携し、引き続き災害時等に活用できる制度のあり方について検討を進めるとともに、広報紙等を通じて制度の周知を図ります。	福祉課(障がい者・生活支援係)
39	2	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	不審者情報等の安全に関わる情報が発出されたときは、関係者と連携して見守りや巡回を行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆町内での不審者情報等の安全に関わる情報が発出されたときは、保育所、幼稚園、認定こども園、学童クラブに周知し、教育委員会等と連携して町内を巡回します。	健康・こども課(子育て支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆青少年問題協議会として、不審者情報メールの発信による住民協力体制の充実と、折尾署などと連携し青パト巡回などを実施します。	生涯学習課(社会教育係)
40	2	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	地域の自主的な防犯組織である、芦屋町自治防犯組合の活動を支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆青パトでの巡回については、一部の人に負担があるため、巡回に携わる人が増えるよう、事務局としてパトロールの継続に努めます。	環境住宅課(地域振興・交通係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
41	2	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	消費者の安全と安心を確保するため消費生活相談窓口を設置し、消費者問題解決に向けての助言やあっせんを行うほか、消費者被害を未然に防ぐ取り組みを行います。	実施	実施	実施	実施	実施	◆消費生活相談窓口については、令和元年度から開庁時間は全て消費生活相談員を配置して対応することとし、消費者被害を防ぐ取り組みを継続して行います。	環境住宅課(地域振興・交通係)
42	2	3-(3)防犯体制・交通安全対策の推進	芦屋町交通安全推進協議会での審議を踏まえ、警察とも協力しながら、交通安全運動の実施等をおとして、交通安全意識の浸透を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆交通安全運動による啓発活動については、警察との協力により、充実した取り組みが行えている現状を踏まえ、引き続き該当啓発など有効な交通安全運動を行うよう努めます。	環境住宅課(地域振興・交通係)
42	2	3-(4)暮らしやすい環境の整備	公共施設の改修等を行う際には、バリアフリー環境の推進に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	・改修等予定無し。	全庁
42	2	3-(4)暮らしやすい環境の整備	住民の生活交通手段の確保のため、タウンバスや巡回バスの維持・確保に努めます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆令和2年4月からの、巡回バスの3路線化に向けて、十分な周知を行います。 ◆未整備となっているバス停上屋について、整備を進めます。	環境住宅課(地域振興・交通係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

<基本目標3>福祉を支える人づくり

1 福祉意識向上のための環境づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
43	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	高齢者や障がいのある人、子どもの権利に対する理解を深める機会を設けるなど、福祉に関する啓発に取り組みます。	実施	実施	実施	実施	実施	◆高齢者の権利擁護のため、広報紙に高齢者虐待に関する啓発記事を掲載し、啓発チラシ等を窓口で配布します。 ◆認知症サポーター養成講座で、認知高齢者等の特性を紹介し、住民の理解が深まるよう努めます。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつりにおいて、障がいに対する理解を深めるための啓発チラシを配布する際は、より多くの人に手に取ってもらうため、啓発物資(石鹸)と一緒に配布します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に、子どもの人権に関する記事を掲載します。	健康・こども課(子育て支援係)
44	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	地域の組織や団体、民生委員・児童委員など、地域において支援に携わる人や、その役割についての周知を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆社会福祉協議会や、民税委員・児童委員等と協力して各種事業を実施する際は、事業実施をとおしてこれら関係機関の認知度が向上するような工夫を検討します。 ◆具体的には、広報紙等で事業を紹介する際、その事業に関わる「人」を取り上げて周知を図ります。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆広報紙に民生委員・児童委員を紹介する記事を掲載します。 ◆町ホームページに民生委員・児童委員の紹介を掲載します。	福祉課(障がい者・生活支援係)
45	3	1-(1)地域福祉などに関する広報・啓発の推進	福祉についての理解を深めるため、多くの町民が興味関心を持てるようなイベントや講演会、出前講座などを工夫します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆地域交流サロン事業実施地区で、併せて介護予防教室が開催されるよう推進します。 ◆住民同士による助けあいの重要性をテーマに社会福祉協議会、あしや助けあい・支えあいの会と共催で住民福祉講演会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆人権まつり会場で、障がいに対する理解を深めるための啓発物資(石鹸、チラシ)の配布を行うほか、関係団体の出店などにより、多くの人に学びとともに楽しんでもらえるイベントとします。	福祉課(障がい者・生活支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆出前講座に興味を持ってもらえるよう、必要に応じ、内容の見直しを行います。	健康・こども課(子育て支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆福岡県同和問題啓発強調月間に合わせて人権講演会、人権週間に合わせて人権まつりを開催することで、重点的な啓発を行います。 ◆講演会等を実施した際にはアンケート調査を実施し、次回の参考とします。	生涯学習課(社会教育係)

第2次芦屋町地域福祉計画 令和元年度「公助」行動計画

2 地域福祉を担う人づくり

取組番号	基本目標	施策の方向性	具体的取り組み項目	年度					R元行動計画	所管課(係)
				元	2	3	4	5		
46	3	2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	民生委員・児童委員が行う研修の実施を支援し、知識や技術の向上を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆民生委員・児童委員を対象として、様々な福祉サービス等に関する情報を伝達する研修の案内をします。	福祉課(障がい者・生活支援係)
47	3	2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	活動のリーダー役となる人たちにに向けた学習会や研修などの充実を図り、人材の育成に努めるとともに、新たに地域福祉活動に参加する人の地域デビューを支援します。	実施	実施	実施	実施	実施	◆自治区公民館体操教室ボランティア養成講座の基礎コースと実践者向けコースを開催し、主体的に活動に取り組む地域のリーダーを育成します。 ◆サロン事業実施地区の代表者に対し、サロン事業の交流会を行います。また、新規にサロン事業を実施する予定の地区には研修会を開催します。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆リードほらんていあキッズで福祉施設訪問等の実践活動を行い、地域における福祉の学習や人材の育成を図ります。 ◆生活支援ボランティア団体の運営支援を行います。	生涯学習課(社会教育係)
48	3	2-(1)地域福祉を担う人材の確保や育成	福祉活動に関わるボランティア情報の収集と発信、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	実施	実施	実施	実施	実施	◆社会福祉協議会と連携し、手をつなぐリボンの会や配食ボランティアの八朔の会等の広報活動に協力します。 ◆あしたの会と共同で講演会等を開催することで、ボランティアへの参加希望者と団体とのコンタクトの機会を設けます。	福祉課(高齢者支援係)
				実施	実施	実施	実施	実施	◆ボランティア活動センターにコーディネーターを配置し、団体間の協働等をコーディネートするとともに、利用者の相談に応じニーズの把握に努めます。 ◆住民へボランティア意識が浸透し人材確保につながるよう、ボランティア団体の活動等について情報発信を行います。 ◆福祉ボランティアをしたい人については相談を受け、その後社会福祉協議会に紹介を行います。	生涯学習課(社会教育係)